

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）別紙11に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）別紙11」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
001	001	第1							※	「モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書は、甲と乙が協議の上、甲が定める」とありますが、モニタリング基本計画書の策定期間をご教示願います。	モニタリング基本計画書(案)については、事業契約締結までに「モニタリング基本計画書」として原則として甲乙間で合意します。 なお、詳細部分の各種設定等については、業務仕様書、業務マニュアル、事業者側が策定するセルフモニタリング計画書(モニタリング項目等)等と整合を図りながら策定する必要がありますので、そのような事項については甲乙合意により、モニタリング実施計画書の中で、詳細化していくこととなります。
002	001	第1								モニタリング実施計画書を定めると記載される一方で、P2 第3 1 (4)では甲は、乙のセルフモニタリングを基に、業務パフォーマンスに関する確認・評価を行うものとして記載されております。 モニタリング実施計画書と乙のセルフモニタリング内容の関連性についてご説明頂けませんでしょうか。	ご質問にあるとおり、甲によるモニタリングはモニタリング実施計画書に基づいて実施するものであり、その方法には乙のセルフモニタリングを基に確認・評価するものも含まれます。従って、モニタリングが円滑かつ効果的に実施されるよう、乙のセルフモニタリングにおける考え方や視点・判断基準等において、甲のモニタリング実施計画書におけるそれらとの整合が取れたものであることが求められます。
003	001	第3	1	2						運營業務開始予定日とはいつからのことを指すのでしょうか。	事業契約書(案)別紙2.23に規定することであり、平成25年6月22日となります。
004	001	第3	1	2						ここでいう「運營業務開始予定日」とは、事項(3)ウの「運營業務」が開始される時期と考えてよろしいでしょうか。 運營業務開始前の統括マネジメント業務開始時期(うち、情報システム整備コンサルティングは平成21年9月頃を想定)と、運營業務開始前の統括マネジメントに対する(運営)モニタリング開始時期とモニタリング計画及び方法を想定したく存じます。	(質問No.003参照) なお、運営モニタリングの実施期間と対象業務の関係は、第3.1. (3)の1文目を参照してください。すなわち、運營業務開始予定日前の統括マネジメント業務は、運営モニタリングの対象にはなりません。
005	002	第3	1	3	エ					便利施設運營業務について、売店、レストラン、理美容店等ごとに事業者が異なる可能性があるため、業務を区分していただくことは可能でしょうか。	提案内容及び実際の業務の状況等を踏まえ、必要に応じてご質問にあるように業務を区分してモニタリングを実施する必要はあると考えます。
006	003	第3	1	5					委員会	定期モニタリング委員会及び事業評価委員会を構成するメンバーはどのようなメンバーを想定されておられるのでしょうか。	あくまで現時点での想定では、定期モニタリング委員会は、現場で従事する医師、看護師、コメディカル、事務職員で構成し、減額執行機関である事業評価委員会は県及び病院幹部で構成することを考えております。なお、定期モニタリング委員会の乙側のメンバーについては、質問No.007を参照してください。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
007	003	第3	1	5						甲及び乙の共同開催である定期モニタリング委員会ですが、乙より出席するメンバーのご指定はございますでしょうか。	マネジメント責任者は必須、病院経営支援責任者及びリスク・マネージャーは必要に応じて出席、その他の出席者については基本的には事業者側のご判断によりますが、必要に応じて出席者を県が求めることもございます。
008	004	第3	1	7						第三者の責めに多分に帰すべき事由による事象や、要求水準未達とは判断し難い事象等が発生した場合は、甲として乙に対応等を求めることができるとありますが、この場合、協議の上、対応に伴う費用はサービス対価として増額頂けるケースもあるという理解で宜しいでしょうか。	この規定の趣旨は、乙の作為又は不作為に関連して(一部には、第三者の作為又は不作為に関連して)、標準環境不提供者事象又は要求水準未達とまでは言えないが、乙に対応を求めると判断され得る事象が生じた場合に、甲が乙に注意喚起し対応を要請することを想定しているものであり、サービス対価の増額につながるケースはほとんどないと考えられますが、求める対応によっては、合理的な範囲において、サービス対価の増額を検討する事態もあろうと考えます。
009	005	第3	2	1						「発生ベースでの確認(適宜、事後確認も含む)」の具体的なイメージをご教示頂けますでしょうか。	該当する事象が発生した時点で速やかに確認することを基本としますが、結果として事後確認となる場合を含むものです。
010	005	第3	2	1	ア					表中の判断又は評価の基準として、「施設環境基準」と「業務評価基準」があげられておりますが、設定時期はいつ頃を想定されていますでしょうか。	「施設環境基準」及び「業務評価基準」の詳細はモニタリング実施計画書において規定されることから、事業契約書(案)第134条に規定するとおり、運営業務開始予定日の4月前までに設定する必要があります。
011	006	第3	2	1	イ	イ	1			「施設環境不提供者事象」とは、どういった意味なのでしょう。ご教示下さい。	事業者の債務不履行の結果として、ある一定の物理的なエリアに問題が発生し、その結果、県が当該エリアを支障なく利用できないと明白に判断可能であり、実際その利用を見合わせざるを得ない事象を意味します。
012	006	第3	2	1	イ	イ	1			「施設環境不提供者事象に該当する事象としては、～標準環境にない状態に～」とありますが、具体的に標準環境とは、どういった環境レベルを想定されていますか。	当該エリアの利用に対して、県が利用を見合わせる事のない環境レベル(相当程度の緊急性等に迫られて、やむを得ず利用を見合わせられなかった事態を除く)と考えています。 従って、少々利用に支障がある環境レベルであっても、「標準環境」の範囲に含まれることもありますが、その場合、別途「業務評価」に基づくモニタリングの対象になり得ますので、ご留意ください。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
013	006	第3	2	1	イ	イ	1			【施設環境不提供事象を構成しうる要素】(区分)機能性の欠如(概要)「～病院運営等に支障が生じる」とありますが、範囲が広すぎるため病院稼働に直接支障があった場合のみに限定して頂けませんか。	ご質問のような懸念は、「標準環境不提供事象の確認プロセス」の中で考慮されます。
014	006	第3	2	1	イ	イ	1			「施設環境基準」は、モニタリング実施計画書の策定時に、甲と乙の協議の上で定めると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.010参照)
015	007	第3	2	1	イ	イ	2	ウ		乙の自主的な是正により、結果的に他の方法にて代替可能であった場合はサービス対価の減額等は行われなため、PPも付与されず、業務評価の対象にもならないと思慮いたしますが、如何でしょうか。	ご質問の事態(結果的に代替可能であった場合)には、標準環境不提供事象に基づくサービス対価の減額等は行われませんが、原案のとおり、業務評価に基づくサービス対価の減額等にはなり得ます。
016	007	第3	2	1	イ	イ	3			同一の標準環境不提供事象の原因が複数の業務に由来する場合、当該複数業務それぞれにPPが付与されるのではなく、主な原因となった一業務にPPが付与されるという理解でよろしいでしょうか。標準環境不提供事象1件に付与されるPPが原因となった業務の数によって左右されるのは合理的でないと思われま。	ご質問の場合、主な原因となった業務にPPの付与を限定しますが、事象によっては、一業務に限定しきれない事態もあらうと考えますので、「標準環境不提供事象の主な原因となった業務(複数の業務となる場合を含む)」としています。 なお、決してPPの付与を増やすことが目的ではありませんが、PPが原因となった業務の数に影響を受けうることは必ずしも非合理とは考えていません。
017	007	第3	2	1	イ	イ	4			猶予時間は甲職員が乙に通知してから利用可能である報告を受けるまでとありますが、この通知と報告は文書による必要がありますでしょうか。	既に緊急を要している状況ですので、口頭での通知及び報告を基本とし、当該事象の内容及び発生時期等については追って書面等でやり取りすることを考えております。
018	007	第3	2	1	イ	イ	4			猶予時間を甲乙間で協議の上、甲が決定するとありますが、甲乙間の協議が整わなかった場合、どのようなプロセスで甲乙間の公平性を保ちながら猶予時間を決定するのでしょうか。	協議の上で、最終的には甲が決定します。 なお、設定する猶予時間については、可能な限り甲乙双方で合意できる合理的な時間とする必要があると考えています。
019	007	第3	2	1	イ	イ	4			重要度を鑑みただで減額等を行うまでの猶予時間を定める。とありますが、前項3)では、PP制について記載されているにも関わらず、ここでは、減額等との表現になっております。PPの付与までの猶予時間ではないでしょうか。	「減額等」はPP付与も含めた表現であり、PP付与の結果、サービス対価の減額が行われた場合と行われなかった場合の両方を含むものです。
020	007	第3	2	1	イ	イ	4			猶予時間については、合理的な内容で決定されると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.018参照)

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
021	007	第3	2	1	イ	ウ	1	ア		要求水準内容を細分化してモニタリング項目を設定するとありますが、甲乙間で意見の相違が見られる場合、どのように甲乙間の公平性を保ちながらモニタリング項目を設定するのでしょうか。	協議の上で、最終的には甲が決定します。 なお、可能な限り甲乙双方で合意できる合理的なモニタリング項目とする必要があると考えています。
022	007	第3	2	1	イ	ウ	1	ア		「モニタリング項目」の設定時期は、事業契約書第14条に記載の年度マネジメント計画書及び同122条に記載の年度運営業務計画書を当該事業年度が開始する30日前までに提出して、確認を受けて以後になるのでしょうか。一方で、モニタリング実施計画書は、事業契約書第134条では、モニタリング基本計画書、要求水準書、事業者提案及び業務仕様書に従い、運営業務開始予定日の4月前までに策定とあります。モニタリング実施計画書にはモニタリング項目は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング実施計画書には、モニタリング項目は含まれます。 従って、年度マネジメント計画書は、当該モニタリング項目の内容を踏まえ作成されることとなります。 なお、事業期間中、県と事業者の協議の上、必要に応じてモニタリング項目が変更された場合、モニタリング実施計画書の当該部分の変更も行いいると考えます。
023	008	第3	2	1	イ	ウ	2			モニタリングの結果、明らかに当初のレベル分けに反した影響が確認された場合は、以降のモニタリングのレベル区分を変更するものとし、当該要求水準等未達事象はあくまで変更前のレベル区分を適用することとしていただけないでしょうか。レベル分けが形骸化する懸念があります。	ご質問の内容は県としても懸念するところであり、レベル分けの協議時において考慮することを考えています。
024	008	第3	2	1	イ	ウ	2			レベル3に該当する要求水準等未達事象の結果、標準環境を損なう事態を招いた場合、当該事象は「標準環境不提供事象」として扱うということは、モニタリングにおいて一つの事象が「標準環境不提供事象」と「要求水準等未達事象」とダブルカウントされることはない(PPがダブル計上されることはない)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
025	008	第3	2	1	イ	ウ	2			業務評価を行う際に設定されるモニタリング項目のレベル区分に記載されている影響内容と6ページに記載の標準環境不提供事象を構成しうる要素に書かれている概要は意味合い的に同じものが含まれているのではないのでしょうか。特に物品等が適切に供給されていない、開始時間、期日などが守られない、利用できる回数が満たされていないなどは業務のパフォーマンスであり、これらはモニタリング項目に位置すると思われま。考え方が重複しているように思われますが如何でしょうか。	要素として示している概要は、当該要素に起因して、結果として標準環境不提供事象に至る可能性が高いと考えていることを示すものであり、そこまでには至らない場合には、業務評価の対象となり得ますので、考え方が一部重複するものです。 質問No.011及びNo.015もあわせてご参照ください。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
026	008	第3	2	1	イ	ウ	2			モニタリング項目の設定において、業務遂行上、病院との協働による業務発生も考えられます。標準環境不提供事象の確認プロセスと同様に業務の遂行プロセスを確認する事項は存在しないのでしょうか。	必要に応じてご質問にある「業務の遂行プロセスを確認する事項」を規定する必要があると考えています。
027	008	第3	2	1	イ	ウ	2			モニタリング項目のレベル設定の基準についての文章表現はあまりにも漠然とし過ぎています。モニタリング項目のこのレベル区分への振り分けの基準をお教えます。	ここで示す区分の考え方は、要求水準等未達による影響が対外的な形で顕在化した場合をレベル3とし、そこまでには至らない場合について、その影響の度合いによりレベル1、2と設定しているものです。 なお、第1モニタリング基本計画書の位置付けに記載のとおり、当該レベル区分はあくまで入札公告時点での案を定めたものですので、ご注意ください。
028	008	第3	2	1	イ	ウ	2			レベルの区分毎の想定される影響については、各運営項目毎に具体的な内容を別途取り決めると考えてよろしいでしょうか。	レベルの区分毎に想定される影響については、統括マネジメント業務及び運営業務の詳細毎に別途取り決めることは想定していません。
029	008	第3	2	1	イ	ウ	3			「業務評価基準」は、モニタリング実施計画書の策定時に、甲と乙の協議の上で定めると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.010参照)
030	008	第3	2	1	イ	ウ	3			・患者/病院職員満足度調査の結果 ・ヘルプデスクへの苦情等の件数は、主観的な内容を多く含み、公平性に欠けますのでKPIの項目から除外していただけないでしょうか。	ご質問の懸念は県としても認識しており、ここではあくまで例示として示しています。 ですが、何らかの工夫(その位置付けの変更を含む)により、患者/病院職員満足度調査の結果等はモニタリングにおいて活用できるのではとも考えています。 なお、苦情に対する評価の考え方については、P.4の表中「定期モニタリング」部分の留意事項に記載する視点を県は重視しております。
031	010	第3	2	1	イ	エ				「モニタリング項目の重要度区分レベル2以上に該当しない事象でなければ、1回目は是正勧告を発動することはない」との記載がありますが、これは「レベル2以上に該当しない事象であれば」の間違いではないでしょうか。	ご質問のとおり誤りですので、次のとおり正しく分かりやすい表現に改めます。 「レベル[2]以上に該当する事象でなければ」 また、業務是正命令部分の類似記載も同様に修正いたします。
032	009	第3	2	1	イ	エ	1			「甲の定める期限」とありますが、「甲が合理的に定める期間」に変更していただけないでしょうか。	「甲が合理的に定める期限」に修正します。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
033	010	第3	2	1	イ	エ	1			「同一事象が2回以上発生した場合には」とありますが頻度についてご教示ください。	一度業務是正勧告を発動した後は、同一事象が追加でさらに2回発生するまで業務是正勧告を発動できないのではなく、同一事象が追加で1回発生することに勧告することも可能となります。 また、業務是正勧告の発動回数に上限はありませんが、その発動回数が業務是正命令と連動する部分がありますので、ご留意願います。
034	010	第3	2	1	イ	エ	1			同一事象が2回以上発生した場合とはありますが、2回/年といった、期間の限定はございますでしょうか。	特定期限を設ける想定はございません。発生事象・頻度等を鑑み、合理的な範囲で甲が判断します。質問No.033もご参照ください。
035	011	第3	2	1	イ	キ	1	ア		ここで記載されている例示等を勘案して設定とありますが、仮に部屋が使えない状態であれば、通常、事前に使用不可の案内を行い、他の部屋での代替使用を行い、逸失利益/逸失収益の発生を回避するのが求められる運用であると思われます。実際に本当にエリア内にて部屋が使用できない状態とは、過去の病院運営においてどのような事例があったのかをお教えます。	実際に本当にエリア内にて部屋が使用できない状態が過去にあったかどうかではなく、不確実ではあるが将来「起こりうる」リスクとして捉えています。事業者には標準環境不提供者事象を起さないように業務を遂行していただきたいと考えています。
036	011	第3	2	1	イ	キ	1	ア		標準環境不提供者事象に対するPPは乙にて設定するとの理解で宜しいでしょうか。	甲乙協議により設定します。
037	011	第3	2	1	イ	キ	1	イ		当該モニタリング項目に基づく初めての要求水準等未達事象の場合、原則としてPPは付与しないとなりますが、業務是正勧告について、同一事象が2回以上発生した場合には、甲は乙に対し、是正勧告を発動できるようになっています。この場合、PPが付与されない初めての要求水準等未達事象も1回とカウントされるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
038	012	第3	2	1	イ	キ	1	ウ		PPが付与された状態とその後、業務是正勧告や業務是正命令へ移行する際の基準において、レベル2や3に該当しない事象でなければ、原則1回目であれば、発動はしないとなりますが、表においては、レベル1でもPP+業務是正勧告時、業務是正命令時でのPP付与が記載されています。どのように理解したらよいかお教えます。	レベル1に該当する事象についても、2回目以上発生すれば、県は業務是正勧告等を発動することができます。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
039	012	第3	2	1	イ	キ	2			RPの対象となる「該当する事象」のレベル1～3は、原則としてモニタリング項目のレベル区分(レベル1～3)に連動させていただけないでしょうか。	まず、PPについて記載している「レベル1～3」とRPについて記載している「レベル1～3」は完全に対応したものになります。従って、例えばレベル1に区分され、かつRPが付与されるモニタリング項目については、RPが付与された場合には[1]RPが付与されることとなります。 その上で、ご質問にある「連動」が、全てのモニタリング項目においてRPを付与しうることを意味すると解釈すると、詳細は甲乙の協議によることとなりますが、RP付与の趣旨を踏まえ、全てのモニタリング項目にRPを付与しうるものとするとは考えていません。 なお、意味を明確にするため、付与されるPP及びRPを表す一連の表を修正します。
040	012	第3	2	1	イ	キ	2			本モニタリングの目的は、業務パフォーマンスの維持、向上、回復であるのであれば、PPが付与された業務についても翌月から2ヶ月要求水準達成した場合には、当該業務に対するPPをゼロにリセットして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
041	012	第3	2	1	イ	キ	2			末尾表に該当する事象としてレベル1～3の設定がございますが、このレベル1～3とはモニタリング項目と同様の内容なんでしょうか。仮にこの理解が正しければ、P13 ウ)相殺対象となるPPが未発生の場合に規定されるRPは、いずれのモニタリング項目に該当していない状態で、どの基準に基づいて算定されるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 質問No.039も併せてご参照ください。 後段については、PP付与に関する基準とは別に、RP付与についての判断基準を設定することとなりますので、PPが未発生の場合であっても、別個の判断基準によりRPの付与が検討されることとなります。
042	013	第3	2	1	イ	キ	4		PP相殺の手順	「RPを算定し、PPと相殺するか否かについて検討し、相殺が認められれば」との記載がありますが、RPが算定されてもPPとの相殺不可となることがあるのでしょうか。	ここでいう「検討」の対象は、「RPを算定してPPと相殺するか否か」となります。従って、検討の結果、RPが算定されれば、当該RPは適宜PPの相殺に適用されることとなります。
043	013	第3	2	1	イ	キ	4	ア		サービスの質向上に係るモチベーションを高めるためにも、同一業務におけるPPの相殺を原則としつつも該当事由がない場合に限り、異なる業務間でのPPの相殺(PP付与の業務とRP付与の業務が異なる場合での相殺)を認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
044	013	第3	2	1	イ	キ	4	ウ		仮にRPが4月に発生した場合でも6月に発生した場合でも、当該RPをもって相殺できるPPは翌期末発生分まで(9月発生分まで)ということでしょうか。であればRPの効力にばらつきをきたすことになると思われますので、できれば一律にRP発生翌月から5ヶ月以内に発生したPPを相殺できるというルールに変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、例えば第I期の評価期間において、6月のみPPが発生し、それが[5]ポイント未満であった場合、当該PPは、翌期に繰り越されることはないのに対し、RPは翌期まで有効という差を設けていることなどを勘案し、ご理解ください。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
045	013	第3	2	1	イ	エ	4	ウ		PPが未発生の場合にRPを獲得した場合は、サービス対価の増額等を検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
046	014	第3	2	1	イ	キ	4		相殺の概念図	RPとPPの相殺は同業務であれば、同項目でなくても可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
047	014	第3	2	1	イ	キ	4		相殺の概念図	相殺対象となるPPが未発生の場合の概念図につき、PP相殺の前提条件をご教示頂けないでしょうか。	ご質問の場合のPP相殺の前提条件については、事業契約書(案)別紙11(13頁の3)及び4).ウ)に示す以上のものではありません。
048	015	第3	2	1	エ		1			モニタリング対象業務全体でのPP累積が一定値以上の場合、PPが付与された全業務について減額の対象とする旨の記載について、病院の各業務が連携して一体としてのサービスを構成するという御趣旨は理解しておりますが、個別にペナルティポイントが減額対象とならない業務について、他業務が減額ポイントに達し、全業務数の50%以上の場合には減額対象外の業務まで減額されるというシステムは、委託業者への過度な負のインセンティブになると考えます。病院サービスへの影響度合いの重要性を反映させたシステムとして、減額ポイントに達した業務のみを対象としていただけませんか。	具体のポイント数や%は県が合理的と判断する限りにおいて変更する余地がありますが、基本的な考え方の変更はありません。 あくまでペナルティポイントが付与されている業務に関して減額が行われるものであり、ご質問にあるとおり、委託業者への過度な負のインセンティブとは考えていません。
049	015	第3	2	1	エ		1			定期モニタリング委員会及び事業評価委員会は、各々どのような構成員になるのでしょうか。現時点でのイメージをおきかせください。	(質問No.006参照)
050	015	第3	2	1	エ		1			評価対象期間においてモニタリング対象業務全体でのPPの累積が前述の5ポイントに全業務数を乗じた値の50%以上の場合にはPPが付与された全業務について減額の対象とするのは事業者にとって過酷と思われます。ご再考いただけないでしょうか。	(質問No.048参照)
051	015	第3	2	1	エ		1			減額金額の上限設定に関して、「モニタリングの対象業務に係るサービス対価の総額に対して設定」とありますが、この意味をご教示ください。	ご質問の内容が含まれる一文は、削除します。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
052	015	第3	2	1	エ		1			「ただし、評価対象期間においてモニタリング対象業務全体でのPPの累積が前述の[5]ポイントに、全業務数を乗じた値の[50]%以上の場合、PPが付与された全業務について減額対象とし、以降の減額率の算出等を行う者とする。」とありますが、全業務の半分以上でPPの累積が[5]ポイント以上あれば、全業務が減額の対象になる、との解釈でよろしいでしょうか。	PPの累積が[5]ポイント以上の業務が、全業務の半分未満であっても、評価対象期間においてモニタリング対象業務全体でのPPの累積が、[5]ポイントに全業務数を乗じた値の[50]%以上の場合、PPが付与された全業務について減額対象となります。
053	016	第3	2	1	エ		2			M1の「付与される最大のPP」は、業務ごとに全てのモニタリング項目において業務は正命令を伴いかつ業務は正計画書未提出の要求水準等未達事象が評価対象期間中の毎月1にわたって発生したという前提で算出するという理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「最大のPP」には、業務ごとに全てのモニタリング項目において「事象の確認」に基づき付与されるPPが全て付与された場合の合計を指すものです。従って、ご質問にある業務は正命令等に基づき付与されるPPは含まれません。なお、上記の内容を明確にするため別紙11の該当の算出式に注釈を追加します。
054	016	第3	2	1	エ		3			業務効率性の観点から、減額率が一定範囲内の場合には減額を行わないという措置をご検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、PPの累積が[5]ポイント未満の場合は減額の対象としないという一定の線引きを行うこととしておりますので、ご理解ください。
055	016	第3	2	1	エ		2			減額率の算出式ですが、M1の数については、いつ設定されるのでしょうか。また、この数の上限はあるのでしょうか。さらにこの数が少なければ少ないほど、減額率設定の%が高くなり、業務によりバラつきがありますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。	設定されたモニタリング項目の内容に基づくものであることから、モニタリング実施計画書の作成時において設定します。質問No.010もあわせてご参照ください。なお、ご質問のとおりM1の数が少ない場合、母子になるM2についてもその値が少なくなるものと考えられますので、ご質問にある業務ごとのバラつきは最小限にできるものと考えます。
056	016	第3	2	1	エ		2			減額率算出に係る係数については、業務ごとに設定値を変更することもあると記載されておりますが、その際の係数の根拠の考え方をお教えます。	設定されるモニタリング項目の内容(項目数及びレベルの区分)等のほか、モニタリングの趣旨を踏まえ、乙に過度な負担とならない範囲で設定することを考えています。
057	016	第3	2	1	エ		2			減額率の算式の中に、[100] ⁶ とありますが、この数字が100であれば、サービス対価の減額が100%、つまり支払い額0ということもあり得る、という意味でしょうか。	事業契約書(案)別紙11 17頁 5) 減額金額の上限設定 に規定のとおり、一定の上限額を設定します。
058	016	第3	2	1	エ		2			減額率算出に係る係数の決定方法についてご教示下さい。	(質問No.056参照)

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
059	016	第3	2	1	エ		3			減額の対象となる(X1+Y1)とは、要するに当該評価対象期間3か月分の当該業務のサービス対価、との理解でよろしいでしょうか？	基本的にご理解のとおりですが、減額金額の算出時において既に支払っているサービス対価があること、及び食事の提供業務等の一部のサービス対価は単価契約に基づき支払額が確定することを踏まえての表現としています。
060	016	第3	2	1	エ		3			当該評価対象期間中とはいつのことを指すのでしょうか。	事業契約書(案)別紙11 15頁 エ.1) に示す評価対象期間となります。
061	016	第3	2	1	エ		3			減額金額の算出式でのX1、Y1をそれぞれ足すと、結局当該評価対象業務期間中の合計と読み取れます。相違御座いませんか。	(質問No.059参照)
062	016	第3	2	1	エ		2~4			統括マネジメント業務と運営業務の双方を減額対象とすることは、事業者には大きな負担を課す事になると思慮いたします。「乙が甲に提供するサービスは一体的なものである」ということを踏まえると、対象となる運営業務に関するサービス対価のみを減額し、減額されたサービス対価への対応(ex.サービス対価の減額分は統括マネジメント費から一部補填)を事業者委ねる方が、事業の継続性の観点からも良いと思慮致しますが、如何でしょうか。	個別業務のマネジメント業務は本事業の確実な実施において非常に重要な業務と認識していることからの規定であり、乙のマネジメントの対象となる運営業務に対するサービス対価が減額されるような事態が生じた場合、該当する協力企業の選定も委ねている以上、その責任の一端を乙のマネジメント業務そのものにも言及せざるを得ないという考え方に基づくものですので、ご理解ください。 なお、係数[0.5]は、県が合理的と判断する限りにおいて変更する余地があります。
063	016	第3	2	1	エ		4			減額金額の算定において、PPにより算出される減額率に基づく金額に加え、更にα値を用いた減額金額を加算しております。統括マネジメント業務と異なる算出式で減額金額を算定している理由を御教示頂けないでしょうか。	個別業務のマネジメント業務をモニタリングするにあたり、モニタリングの対象となる個別業務自身のモニタリング結果と一体的に取扱う必要があると考えての規定です。 質問No.062もあわせてご参照ください。
064	017	第3	2	1	エ		4			減額率の算出式はどのようにお考えでしょうか？	事業契約書(案)別紙11 16頁 2) に示すとおりです。 なお、個別業務のマネジメント業務に関するモニタリング項目については、ダブルカウントでの減額とならないよう、マネジメント対象となる個別業務のモニタリング結果に関らない項目(年度マネジメント計画書の未提出等)を設定する必要があると考えています。
065	017	第3	2	1	エ		4			減額率による減額と、[0.5]×αによる減額の合計となっておりますが、モニタリングによる減額をより大きくしようとしているように思われます。この減額式の意図をご教示ください。また、どちらか一方にしていただけないでしょうか。	(質問No.062、063参照) なお、当該規定は適切なモニタリングを行う上で必要と判断して設けたものであり、ご質問にあるような「モニタリングによる減額をより大きくしようとする」という意図からではないことをご理解ください。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
066	017	第3	2	1	エ		4			αの計算式によると、減額対象となった業務は無条件で総額が分母に加算されるように考えられますが、減額の程度により分母への加算額を考慮すべきであると考えますが、いかがでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、ご質問の中の「分母」は「分子」のことではないかと思いますが、それを前提に理由をご説明しますと、個別業務の減額の程度に完全に比例して乙のマネジメントの責任の程度を問うことは、場合によっては不合理になることもあると考えられます。乙のマネジメントの責任の程度をどれくらいと見るかは、αと[0.5]の係数の2つで表すことにしたいと思います。
067	017	第3	2	1	エ		4			マネジメント対象の運営業務に対するサービス対価が減額された場合全てにおいて(例え個別業務のマネジメント業務に係るサービス対価減額事由がないにもかかわらず)個別業務のマネジメント業務に対するサービス対価が減額されるのは事業者にとって過酷と思われる。モニタリングによって個別業務のマネジメント業務自体が減額される場合に限り4)記載の減額金額の算出式が適用されるといふルールに変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 (質問No.062及び064参照)
068	017	第3	2	1	エ		4			協力企業が提供するサービスの減額にくわえ、マネジメント業務(ここでは個別マネジメントと記述であり、5)では統括マネジメントと記述あり・・・これらは同一か?)についても同様に減額とありますが、このような設定に至る根拠をお教えてください。	(質問No.062及び064参照) なお、()内のご質問に対しては、5)の「統括マネジメント業務等」という用語の定義は、「統括マネジメント業務及び運営業務」のことであり(5頁の2(1)ア参照)、4)の「個別業務のマネジメント業務」と「統括マネジメント業務等」とは、同一ではありません。(「業務」の定義は、1頁第3.1.(3)参照)
069	017	第3	2	1	エ		4			減額金額の算出式の中に、[0.5]とありますが、これは当該業務が減額されても、支払われるサービス対価のうち、最低50%は確保される、という意味でしょうか。	[0.5]の意味は、個別業務のサービス対価の減額の責任の一端を個別業務のマネジメント業務としても負っていただくに当たり、個別業務のマネジメント業務のサービス対価全額(すなわち個別業務のマネジメント業務全体)を対象とするのは、考え方として事業者にとって過重な負担であると考え、仮に全ての個別業務において減額が行われたとしても責任の割合が1/2となるよう考慮したものです。 なお、個別業務のマネジメント業務にも17ページの5)減額金額の上限設定が適用されますので、最低75%のサービス対価は確保されます。
070	017	第3	2	1	エ		5			業務ごとに算出されるサービス対価の減額金額の上限を超えるサービス対価の減額は将来にわたって行われることはなく、かつサービス対価減額が当該原因となった業務と異なる業務のサービス対価で行なわれることはないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、計算上算出された上限を超える減額はありませぬ。 また、ご質問の「将来にわたって」の意味が不明確ですが、上限の範囲内の減額の一部を将来に実施せざるを得ない事態(その時点での支払債務のみでは相殺できない事態)もあり得る(事業契約書(案)第4条第2項参照)ため、断定したお答えはいたしかねます。 後段については、基本的にはご理解のとおりですが、事業契約書(案)別紙11 P.17 4)に示す個別業務のマネジメント業務における減額金額の算出式には、個別業務が減額したか否かの要素が反映される点には、ご留意願います。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
071	017	第3	2	1	エ		5			「減額金額の上限」は、要するに当該評価対象期間3ヶ月分の該当業務のサービス対価の四分の一、との理解でよろしいでしょうか？	[0.25]の場合にはご理解のとおりです。
072	017	第3	2	1	エ		5			減額金額の算出式の中に、[0.25]とありますが、これは当該業務が減額されても、支払われるサービス対価のうち、最低75%は確保される、という意味でしょうか。	[0.25]の場合にはご理解のとおりです。
073	019	第3	2	2	イ	イ	1	ー	表	医薬品調達業務および診療材料調達業務の中の「・調達した医薬品の安全性」「・医薬品の安定的な調達」「・調達した診療材料の安全性」「・診療材料の安定的な調達」について、乙の責による事由でない場合は要求水準等未達事象には相当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
074	020	第3	2	2	イ	イ	1	ウ		モニタリング項目の概要に「十分に行われているか」「積極的に活動しているか」「妥当な提案がなされているか」等の表現がありますが、評価に際しては各々どのように結果を評価されるイメージなのでしょうか。	ご質問の部分は、定性的評価が主になると思われませんが、できるだけ客観性を持たせるため、あらかじめ業務評価基準を定めてPP制により評価を行うこととなります。ただし、具体的な業務評価基準は、甲乙協議の上で確定させることとしています。
075	021	第3	2	2	イ	イ	3	イ		リストの完成期日を過ぎてからリストの不備が発見された場合、「超過日数」の考え方はどうなりますでしょうか。	リストの不備が発見された日から必要な対応が行われたリストが完成した日までとなります。
076	023	第3	2	2	イ	イ	4		サービス対価への反映方法	ここでは、準備品・消耗品代金相当額についてはサービス対価への反映は行わないとの記載がありますが、事業契約書(案)別紙12のP119には医薬品代金相当額と同様にサービス対価の減額を行う旨記載されております。どちらが正しいのかご教示下さい。	準備品・消耗品代金相当額についてはサービス対価への反映は行いません。事業契約書(案)別紙12の該当箇所を修正します。
077	025	第3	2	2	イ	カ	1	イ		「以上を踏まえ、付与されるPPについて、下表に整理する。」とありますが、下表の中で「付与されるPP」のうち、「業務是正勧告を伴う場合」の表中に①+[1]PP、②+[1]PP、③+[1]PPとあります。この[1]は[5]ではないでしょうか。	ご質問のとおり[1]→[5]へ修正します。
078	025	第3	2	2	イ	カ	1	イ		業務是正勧告を伴う場合に付与されるPPは5PPであるのに対し、表中では1PPとなっております。どちらが正しいのかご教示下さい	(質問No.077参照)

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
079	025	第3	2	2	イ	カ	1	イ		表中の業務は正勧告を伴う場合のPP付与として、レベル1～3まで全て1PPとなっておりますが、宜しいでしょうか。	(質問No.077参照)
080	026	第3	2	2	イ	カ	2			表中のRPの設定がレベル1(無し)、レベル2(2RP)、レベル3(3RP)となっておりますが、運営モニタリングシステムと同様のレベル1(1RP)、レベル2(3RP)、レベル3(5RP)として頂けないでしょうか。	現時点では、原案のとおりとしますが、レベルの区分等を踏まえ、協議により変更する余地はあると考えます。 ただし、他の運営業務と比較すると、調達関連業務については、PPを受ける機会(可能性)が少ないと想定しており、それを考慮してRPの設定をしています。
081	026	第3	2	2	イ	カ	2			レベル1に該当する事象に対してはRPは付与されないのでしょうか。付与されないのでしたらその理由についてもご教示頂けないでしょうか。	運営業務ほど業務の詳細が多種にわたるものではないと考えた上で、RPを付与する形でその業務の質の向上を促す事項については、レベル2及び3に該当する項目とし、それ以外の事項をレベル1とすることを考えての規定です。 質問No.080も併せてご参照ください。
082	026	第3	2	2	イ	カ	3			PPが付与された翌月にも要求水準未達事象が発生していても、PPの相殺は可能との理解で宜しいでしょうか。	同業務内の他のモニタリング項目においてRPが算定された場合、ご理解のとおりです。 また、関連して、調達関連業務におけるRPは、その発生の翌月から起算して12ヶ月目までに発生したPPを相殺できるものと修正します。 理由は、調達業務は病院職員との調整や卸業者との交渉等、ルーチンワークではない部分が重要であり、他の統括マネジメント業務等に比べ、長期間をかけた継続的な努力が必要となることを考慮し、RPの相殺適用可能期間も他の統括マネジメント業務等よりも長期間とすることが妥当であると判断したためです。
083	027	第3	2	2	エ	ア	2			減額率の算出式の中で、超過日数×[5](%)ということですが、この場合、超過日数が仮に20日であれば減額率は100%となる、と理解してよろしいでしょうか。また、そうであった場合、20日を超える超過日数は、どのように考えればよろしいでしょうか。(29ページも同様に質問します。)	P.27の「4」及びP.29の「5」に減額金額の上限を規定しています。 なお、後段のご質問に関しては、乙の責めに帰すべき事由により20日を超える超過日数となったような場合には、業務は正勧告の対象になりえると考えます。
084	027	第3	2	2	エ	ア	4			減額金額の上限の中に、[50]%とありますが、これは当該業務が減額されても、支払われる予定のサービス対価の総和のうち、最低50%は確保される、という意味でしょうか。(29ページも同様に質問します。)	[50]%の場合には、P.27、P.29ともにご理解のとおりです。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
085	028	第3	2	2	エ	イ	1			減額の考え方の中で、「院内調整等については・・・実施(努力)状況を真摯に評価し・・・」とありますが、これが減額金額算出においてどのように反映されるのでしょうか？	調達業務の実施に要した費用相当額の減額は、乙の責めに帰すべき事由により、ベンチマーク及び基準の確定日が期日を超過した日数をもとに算出されますが、当該超過した日数の全部又は一部が乙の責めに帰すべき理由かどうかを判断する際に、乙から提出される「理由書」をもとに、乙の業務実施(努力)状況を確認して、合理的な範囲で減額を小さくすることを想定しています。
086	028	第3	2	2	エ	イ	1			「院内調整等については・・・実施(努力)状況を真摯に評価し・・・」とありますが、これが減額金額算出においてどのように反映されるのでしょうか？	(質問No.085参照)
087	028	第3	2	2	エ	イ	2 4			※1に「評価結果が反映されるサービス対価は、(中略)四半期の第1期に関するサービス対価とする。」とありますが、一方4)の式では「『減額金額』＝(中略)×減額率(千円/年)」となっており「/年」の単位が用いられています。実際の減額金額は四半期分を対象に行われるのでしょうか。	P.29「4)」の算出式の単位を(千円/年)→(千円/期)と修正します。
088	028	第3	2	2	エ	イ	2			超過日数の算定にあたっては、単純に、減額率計算上の「超過日数」＝「期日を越えた日数」、ではなく、1)にあるとおり事業者の院内調整等の実施状況を勘案し、例えば、減額率計算上の「超過日数」＝「期日を越えた日数」×50%、等と算定されるものと考えてよろしいのでしょうか？	P.21「3)業務評価基準の設定」における表中に記載のとおり、超過日数は、乙の責めに帰すべき事由か否かという視点で判断されます。従って、事業者の院内調整等の実施状況を勘案し、その結果によっては、減額率計算上の超過日数を少なくすることもあり得ます。
089	028	第3	2	2	エ	イ	2			ベンチマーク対象病院の調達実績を3月～4月早々に把握することは困難な場合があると考えられ、さらに薬価改定が行われた場合には、5～6月にその影響等を協議し、6月末までに基準を確定することは、非常に厳しいスケジュールと考えます。例えば、薬価改定が行われた年については、ベンチマーク基準の確定期限の超過日数を短縮する等の配慮を加えて頂けないでしょうか。	薬価改定があった年でも原則として6月末までに基準を確定することを想定していますが、期日を越えたことにつき、それが薬価改定の影響によるものであり、明らかにやむを得ないと認められる日数については、事業者の責めに帰すべき事由とはならず、「超過日数」には計上されないものと考えています。
090	030	第3	2	2	エ	ウ	3			検査試薬の減額は、県と事業者で差額を負担しあう計算式となっている一方、一般薬品については差額の全額を事業者負担としている理由があればご教示ください。	単品ごとの比較の結果、基準を超過した分のみ減額金額の算出式に反映され、基準を達成した品目の影響が反映されない算出式としていることを踏まえ、事業者の負担軽減の観点から係数を乗じるべきと検討した結果となります。
091	030	第3	2	2	エ	ウ	3			「各基準を達成できなかった場合又は品目に関してのみ」の「場合」が指すのは一般薬品で、「品目」が指すのは検査試薬との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
092	030	第3	2	2	エ	ウ	3			減額金額の算出式 一般薬品の減額金額の算出式における「ベンチマークにおける基準どおりに調達できた場合の請求金額」の計算式をご提示ください。	計算式は、次のとおりです。 $\Sigma\{(当該医薬品の単価) \times (当期における当該医薬品の購入総数)\} \times (1 - 基準として設定した加重平均値引率)$
093	030	第3	2	2	エ	ウ	3			減額金額の算出式 検査試薬の減額金額の算出式では(基準)より高く購入した品目はプラス、(基準)より安く購入できた品目はマイナスの数値になります。これらプラスマイナスの総和を求め0.5を掛ける、という理解でよろしいでしょうか。	「各基準を達成できなかった場合又は品目に対してのみ、算出式に反映する」とお示ししているとおり、最新の購入単価が購入単価(基準)を超えてしまった場合のみ算出式に反映されます。従って、ご質問にあるような「マイナス」という値は算出式には反映されません。 なお、算出式に一部誤りがありましたため、以下のとおりΣがかかる算出式に[]を追記する形で修正します。 $\Sigma\{(当該品目に要した最新の購入単価) - (当該品目の購入単価(基準))\} \times (当期における当該品目購入数) \times [0.5]$
094	030	第3	2	2	エ	ウ	3			一般薬品に関する減額金額の算出式において、「ベンチマークに基づく基準どおりに調達できた場合の請求金額」とありますが、加重平均値引率を指標として基準を決めた場合、想定数量と実績数量の乖離等、事業者の責によらない調達単価の上昇などは考慮していただけたらと考えてよろしいでしょうか？	ご質問で例示されている各種数量の乖離等が、調達単価、調達単価をもとに計算される加重平均値引率に影響することも十分起こり得ると考えております。 「要求水準書 3 調達関連業務」P.25に記載しているとおり、努力を尽くした上でも対応することができない外部的要因に起因して基準を達成できなかった場合には、事業者が「理由書」を提示し、県がその内容の妥当性、事業者の帰責性等を十分考慮したうえで、モニタリングの結果(サービス対価の減額を含む)に反映することとなります。 なお、上記プロセスについては、双方で協議を経て決定することとなります。
095	030	第3	2	2	エ	ウ	3			検査試薬の算出式における「最新の購入単価」とは、いつの時点の単価でしょうか。事業年度末の3月の購入単価とした場合、仮にそれ以前(4月～2月)が高い単価であって3月だけ安い単価であれば、事業者にとって有利な評価となりますが、いかがでしょうか。	最新の購入単価とは、当該年度内における最も遅い時点の購入単価で、3月末時点のものになる場合が多いと思われます。 なお、事業者には有利かどうかという点に関しては、調達関連業務は定性的評価も実施いたしますので、理由も無く交渉を後回しにするような行為に関してはモニタリングにおける考慮事項になると考えています。 また、価格削減の交渉を進めるにあたり事前に計画を立てる必要がありますが、調達対象の品目数が多いため、購入数量・金額の視点から分析し、削減効果の見込みが大きい物から随時交渉を実施することになると考えます。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
096	030	第3	2	2	エ	ウ	3			ベンチマークとして設定した加重平均値引率は、購入数量によって変動するので、実際の調達代金と「ベンチマークに基づく基準どおりに調達できた場合の請求金額」を比較するのは、事後者側に偏ったリスク負担になっていると考えますが、県側の意図をご教示願います。	質問No.094及び調達関連業務に対する質問回答No.136、137、138をご参照ください。
097	030	第3	2	2	エ	ウ	3			ベンチマーク時に設定された基準を下回った場合は、減額であるならば、なんのための努力目標なのか、理解に苦みます。これは、モニタリングではなくただ単に、目標額に行かなかったから減額にするための方策にしか見えません。このままでは、本当に目標とするベンチマークの適切な提供が損なわれる可能性があります。如何でしょうか。	ベンチマークに基づく基準は、ご質問にあるような努力目標ではなく、達成すべき基準です。その上で、調達関連業務の実施を取巻く各種の不確実要素を可能な限り考慮し、事業者に過度の負担とならないよう、ベンチマーク及び基準の設定を定期的に設定及び見直しを行うとともに、結果の評価についても真摯な視点で行うことを明記しているものです。ご質問にあるような「目標額に行かなかったから減額にするための方策」ではない点をご理解ください。
098	030	第3	2	2	エ	ウ	3			一般薬品に関してベンチマークの基準どおりに調達できた場合の請求金額に達しなかった場合は実調達代金との差が減額されるとのことですが、実際の調達価格の決定には調達期間内における病院の協力度合いが大きく影響します。調達価格の決定に影響する病院側の要因は評価に加味されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、病院の協力度合いが調達価格の決定に影響することは十分認識しています。その上で、事業者の実施(努力)状況を真摯に評価する際には、病院側の協力結果も真摯に考慮する必要がありますと考えています。
099	030	第3	2	2	エ	ウ	3			※加重平均値引率は、定価・乗価・償還価格等に対する納入金額の値引率の加重平均と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	030	第3	2	2	エ	ウ	3			「一般薬品では2つの基準が設定されている」との記載がありますが、何を指しているのかご教示下さい。	減額金額の算出に用いる基準は1つに変更します。詳細は、調達関連業務に係る要求水準書への質問回答No.232を参照してください。
101	030	第3	2	2	エ	ウ	3			検査試薬における減額金額の算出式は「最新の購入単価と購入単価(基準)の差額」を元に算出されていますが、最新の購入単価以前の単価はモニタリング時に影響を与えないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.095も参照してください。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
102	030	第3	2	2	エ	ウ	3			記載の算出式では、例えば実際の調達代金と、ベンチマークに基づく基準どおりに調達した場合の差額が全額事業者負担となります。状況により同差額が過大な金額となる事が想定され、また額を限定することができません。また同差額の発生によりSPCの収益構造、資金計画に大きな影響を与えることが懸念され、SPCの事業性判断に疑問が生じますので、民間事業者としては本入札への参画が難しくなります。従い、調達業務における医薬品代金相当額からの減額となる現在の仕組みの撤回をご検討頂けませんでしょうか。基準に従い価格交渉する業務の結果が伴わない場合は、調達業務の実施に要した費用相当額に対しモニタリングの中で減額する仕組みが妥当と思えます。	事業者の負担を軽減するために、調達関連業務に関する要求水準書P.20【医薬品指標(必須事項)】においてベンチマークの(必須事項)としている指標の一つである、「他病院の一般薬品の加重平均値引率の実績値(将来)との比較」については、モニタリングでの取扱いを変更し、PP(ペナルティポイント)制に基づくモニタリングの対象として取扱うことを考えています。詳細は、後日公表します事業契約書(案)別紙11「モニタリング基本計画書(案)」をご参照願いますが、当該比較に関して設定した基準を満足しない場合であっても、サービス対価(一般薬品の調達代金相当額)の支払額には連動させないことを考えています。 加えて、調達関連業務の実施を取巻く各種の不確実要素を可能な限り考慮し、6月に基準の確定時期を設けたこと、予測不可や当院の特殊事情により発生した事象の際には基準の見直しを可能としたこと、モニタリング段階においても理由書の提出を可能とすること等、各種セーフティ措置を設け、パートナーとなる事業者に過度の負担を発生させないように配慮していますので、ご理解ください。
103	031	第3	2	2	エ	エ	3		減額金額の算出式	診療材料の減額金額の算出式における「ベンチマークにおける基準どおりに調達できた場合の請求金額」の計算式をご提示ください。	計算式は、次のとおりです。 ①主要品目 $\Sigma \{ (\text{当該品目の償還価格若しくは当院の過去の購入単価実績値若しくは県・事業者で合意した購入単価}) \times (\text{当期における当該品目の購入数}) \times (1 - \text{基準として設定した加重平均値引率})$ ②主要品目以外で償還価格等あり $\Sigma \{ (\text{当該品目の償還価格}) \times (\text{当期における当該品目の購入数}) \times (1 - \text{基準として設定した加重平均値引率})$
104	031	第3	2	2	エ	エ	3			償還価格等なし、の減額は、県と事業者で差額を負担しあう計算式となっている一方、主要品目・償還価格あり、については差額の全額を事業者負担としている理由があればご教示ください。	「償還価格等なし」については、単品ごとの比較の結果、基準を超過した分のみ減額金額の算出式に反映され、基準を達成した品目の影響が反映されない算出式としていることを踏まえ、事業者の負担軽減の観点から係数を乗じるべきと検討した結果となります。
105	031	第3	2	2	エ	エ	3			主要品目・償還価格あり、に関する減額金額の算出式において、「ベンチマークに基づく基準どおりに調達できた場合の請求金額」とありますが、加重平均値引率を指標として基準を決めた場合、想定数量と実績数量の乖離等、事業者の責によらない調達単価の上昇などは考慮していただけと考えてよろしいでしょうか？	(質問No.094参照)

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
106	031	第3	2	2	エ	エ	3			診療材料に関してベンチマークの基準どおりに調達できた場合の請求金額に達しなかった場合は実調達代金との差が減額されるとのことで、実際の調達価格の決定には調達期間内における病院の協力度合いが大きく影響します。調達期間内の調達価格の決定に影響する病院側の要因は評価に加味されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.098参照)
107	031	第3	2	2	エ	エ	3			記載の算出式では、例えば実際の調達代金と、ベンチマークに基づく基準どおりに調達した場合の差額が全額事業者負担となります。状況により同差額が過大な金額となる事が想定され、また額を限定することができません。また同差額の発生によりSPCの収益構造、資金計画に大きな影響を与えることが懸念され、SPCの事業性判断に疑問が生じますので、民間事業者としては本入札への参画が難しくなります。従い、調達業務における診療材料代金相当額からの減額となる現在の仕組みの撤回をご検討頂けませんでしょうか。基準に従い価格交渉する業務の結果が伴わない場合は、調達業務の実施に要した費用相当額に対しモニタリングの中で減額する仕組みが妥当と思えます。	事業者の負担を軽減するために、調達関連業務に関する要求水準書P.32においてベンチマークの(必須事項)としている指標について、「加重平均値引率の実績値(将来)⇒加重平均値引率の実績値(過去)へ変更いたします。また、要求水準書P.33にお示ししている算出方法において「購入単価(目標値)の設定」の枠内に記載している内容についても、適宜、「他病院での同品目の最新値引率の実績値(過去)」等への変更を行います。 加えて、調達関連業務の実施を取巻く各種の不確定要素を可能な限り考慮し、医薬品よりも変化のスピードが速いため半期ごとに調達予定リストや基準を更新するスキームとしたこと、予測不可や当院の特殊事情により発生した事象の際には基準の見直しを可能としたこと、モニタリング段階においても理由書の提出を可能とすること等、各種セーフティ措置を設け、パートナーとなる事業者に過度の負担を発生させないように配慮していますので、ご理解ください。
108	031	第3	2	2	エ	エ	3			主要品目以外(償還価格等なし)における減額金額の算出式は「最新の購入単価と購入単価(基準)の差額」を元に算出されておりますが、最新の購入単価以前の単価はモニタリング時に影響を与えないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.101参照)
109	032	第3	2	3	エ					独立採算業務であるため、サービス対価の減額に関する検討の対象外とありますが、統括マネジメントに関しても同様の考えで宜しいでしょうか。	第3.2.(1)エ.4)にお示ししている個別業務のマネジメント業務の減額金額の算出式中のαは常に「0」になりますので、利便施設運營業務に直接連動しての個別業務のマネジメント業務のサービス対価の減額はありませぬ。 ただし、利便施設運營業務に係る統括マネジメント業務の実施状況をモニタリング項目として設定し、PPを付与することや統括マネジメント業務に係るサービス対価を減額することは、考え方としては、あり得るものと考えていますが、乙が利便施設運營業務をどのようにマネジメントされる方針かということも踏まえた上で、そのようなモニタリング項目を設定するかどうかも含め、甲乙による協議事項になります。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号)	カタカナ	その他	質 問	回 答
110	034								フロー 図	本フロー図では「(対象業務ごとに)当期ΣPP≤10PP」である場合にはサービス対価は満額で支払われるとなっておりますが、本モニタリング計画書内には「業務ごとの評価対象期間におけるPPの累積が5ポイント未満の場合は減額の対象外とする」との記載があります。減額対象となるPPの下限値が大きければ大きいほど、協力企業が要求水準未達事項を開示しやすい環境となり、貴県がモニタリングの目標としているパフォーマンスの維持、向上、回復を果たすことができますので、10PPに統一頂けませんか。	フロー図における「(対象業務ごとに)当期ΣPP≤[10]PP」は、「(対象業務ごとに)当期ΣPP<[5]PP」の誤りです。フロー図を訂正します。なお、ご質問中に「減額対象となるPPの下限値が大きければ大きいほど、協力企業が要求水準未達事項を開示しやすい」旨の記述がありますが、セルフモニタリングは、事実に基づき正確に行っていただくことが大前提であり、また、8ページのモニタリング項目のレベルの区分表の注(※)にもありますように、隠蔽虚偽等の悪質な対応が取られた場合、要求水準未達事象が発生したとみなされますので、ご注意ください。
111	034								フロー 図	本フロー図にて、「(対象業務全体で)当期ΣPP≤●PPならばサービス対価満額支払」との記載がありますが、本モニタリング計画書には当該内容の記載がありません。本文中にも明記して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)別紙11 15頁 エ.1)における「全業務数」が事業者の提案によるものであるため、フロー図では「●」と記載しているものです。